

令和8年度 さが林業アカデミー
実践重視型研修(長期コース)
受講生募集要項

募集要項

1	趣旨	1
2	講習期間	1
3	講習内容	1
4	主な講習場所	2
5	募集人数	2
6	費用	2
7	受講者の持参物等	2
8	受講生の受講資格要件	3
9	応募手続き	3
10	インターンシップ	4
11	蜂アレルギー検査	4
12	技術取得推進費の支給	4
13	写真の広報利用について	4
14	就業に関する相談	5
15	他支援制度の活用について	5
16	問い合わせ先	5

応募書類様式

様式第1-1号	: 受講申請書	6
様式第2-1号	: 志望理由書	7

佐賀県 林業課

1 趣旨

森林は、木材の生産をはじめ、水源のかん養や土砂の流出防止、二酸化炭素の吸収など、私たちに様々な恩恵を与えており、将来にわたって守り育てていくことが重要です。

しかし、県内における林業の担い手は年々減少していることから、今後、県内の森林を持続的に守り育てていくことができない状況が想定されます。

そこで、佐賀県では、新たな取組として令和4年度から「さが林業アカデミー」を開講し、林業に情熱を持ち、知識や技術力を備えた人材の育成に取り組んでいます。

本講習会は林業に関する基礎学習や、チェーンソー、高性能林業機械等に関する資格取得と技術習得に加え、林業事業体へのインターンシップを通して現場力を磨き、即戦力となる人材を育成します。

2 講習期間

令和8年8月18日(火)から令和9年2月26日(金)まで
うち、94日間（平日及び一部土曜日）

3 講習内容

(1) カリキュラム

項目	受講日数
1)入講式、林業に関する基礎学習	2日
2)刈払機に関する資格取得講習	1日
3)刈払機の作業に関する実習	1日
4)チェーンソーに関する資格取得講習	3日
5)チェーンソーの作業に関する実習	1日
6)県内林業事業体での実践研修(インターンシップ)	60日
7)林業に関する基礎学習	2日
8)刈払機に関する資格取得講習	2日
9)刈払機の作業に関する実習	2日
10)チェーンソーに関する資格取得講習	3日
11)チェーンソーの作業に関する実習	4日
12)車両系伐木機械に関する資格取得講習	10日
13)車両系伐木機械の作業に関する実習	2日
14)修了証書授与式	1日
合計	94日

※ カリキュラムの内容は変更する場合があります。

※ 1)～5) は、半林半 X 型研修の研修生と、7)～14) はリーダー候補養成型研修と同教室にて行います。

※7) 8) 10) の講習については、1) 2) 4) と同内容のため、受講を免除できるものとする。

※すでに取得している資格の資格取得講習については受講を免除できるものとする。ただし、実習への参加は必須とする。

(2) 取得できる資格

区分	項目
刈払機	刈払機取扱作業安全衛生教育
チェーンソー	伐木等業務に係る特別教育
車両系伐木機械	車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)運転技能講習
	走行集材機械運転の業務に係る特別教育
	伐木等機械の運転の業務に係る特別教育

4 主な講習場所

- ・ 佐賀県森林組合連合会 (佐賀市本庄町本庄 278-4)
- ・ 佐賀県林業試験場 (佐賀市大和町大字池上 3408)
- ・ 嬉野県有林 (嬉野市嬉野町大字岩屋川内)
- ・ キャタピラー九州(株) 佐賀教習センター(佐賀市久保田町大字久富 2944)
- ・ 林業事業体が行う佐賀県内の施業現場

5 募集人数

4名程度

6 費用

テキスト代(資格取得) 10,000円程度

※上記テキスト代も支払方法等については、受講決定通知に同封します。

※その他、受講に伴う交通費、宿泊費、食費は各自でご負担ください。

※交通費助成を行います。詳細は受講決定通知の際にお知らせいたします。

7 受講者の持参物等

(1) 受講者が持参・手配するもの

- ・ 林内作業ができる服装 (袖締まりの良い長袖)
- ・ 雨具 (レインウェアなど)
- ・ 筆記用具
- ・ 昼食、飲み物など

- ・ 講習期間中は各自国民健康保険に加入をお願いします。(労働災害保険については県またはインターンシップ先事業体において加入します)

(2) 佐賀県が準備するもの

- ・ 作業器具類 (貸与品：刈払機、チェーンソー)
- ・ 安全装備類 (提供品：ヘルメット、チェーンソー作業用防護服、防護靴、防振手袋など)

※すでに就業されている方については、安全装備類の提供はありません。

8 受講生の受講資格要件

次の条件の全てを満たす者としてします。

- (1) 令和8年4月1日時点での年齢が50歳以下である者。
- (2) 本講習会の全ての日程に参加できる者。
- (3) 山林内での作業が可能である者。
- (4) 佐賀県内の林業事業体*に就業する意向がある者 (就業後間もないものを含む)、若しくは自営による林業 (農林家などの半林半 X による林業を含む) を起業する具体的な計画がある者。
※ 林業事業体には製材業、木材運送業、建設業等は含みません。
- (5) 普通自動車の運転免許を有するか、就業までに取得予定である者。

9 応募手続き

(1) 提出書類

- ・ 受講申請書 (様式第1-1号)
- ・ 志望理由書 (様式第2-1号)

(2) 提出期間

令和8年5月11日(月)から令和8年6月19日(金)まで **※必着**

(3) 提出方法

郵送又は持参により、下記の提出先へ提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「**林業講習会 受講申請書 在中**」と朱書きしてください。

提出先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1-59

佐賀県農林水産部 林業課 あて

TEL : 0952-25-7132

※ 持参や電話をされる場合は、平日9時~17時をお願いします。

(4) 受講者の決定方法

書類選考のうえ、令和8年6月30日(火)までに受講者を決定します。
なお、電話により提出書類の内容確認を行う場合があります。
選考結果については、応募者に電話及び書面により通知します。

10 インターンシップ（スキルアップ）

佐賀県内の林業事業体において就業体験を次のとおり実施予定です。
詳細は別途お知らせします。

日時	令和8年9月～12月の4か月間 各月15日の累計60日
場所	県内林業事業体

※1 カ月間のインターンシップ後、就業を決められた場合は、残りの期間を免除できるものとする。

※すでに就業されている方については、インターンシップを免除できるものとする。なお、インターンシップを希望する場合は、就業先以外の事業体が対象となる。

11 蜂アレルギー検査の実施

受講期間中は蜂の活動期間にあたるため、蜂アレルギー検査を実施します。
蜂アレルギーと診断された方は病院にてエピペンの処方を受けてください
検査及びエピペンの処方に係る費用は県が負担します。
詳細につきましては受講決定後改めてお知らせします。

12 技術取得推進費の支給

インターンシップ研修期間中の交通費、食費として、下記の通り支給します。
詳細については、受講決定後に改めてご案内します。

期間	令和8年9月～12月の4か月間
支給条件	①15日/月のインターンシップ実績:9万円/月 ②15日/月未満のインターンシップ実績:6,000円×研修日数

※すでに就業されている方が、就業先以外の事業体にインターンシップする場合も支給対象とする。

13 写真の広報利用について

本研修内で撮影した写真や動画については、今後の広報等で使用しますのでご了承ください。もし、写真の使用が難しい場合はご相談ください。

14 就業に関する相談

本講習会修了後の林業への就業に向けては、各自で就職活動等を行っていただくこととなります。

なお、就業に関する相談は、公益財団法人 佐賀県森林整備担い手育成基金で対応しております。受講前後や受講期間中もお気軽にご相談ください。

公益財団法人 佐賀県森林整備担い手育成基金

メール：saga-ninaite@extra.ocn.ne.jp

TEL：0952-20-0084（平日 9:00-17:00）

FAX：0952-25-7283

15 他支援制度の活用について

各市町でも担い手育成に向けた取り組み(支援)等を行われておりますので、条件が合う場合は、他制度の活用についてもご案内いたします。

16 問い合わせ先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59 佐賀県庁 新館 10 階

佐賀県 農林水産部 林業課 企画振興担当

TEL：0952-25-7132（平日 9 時～17 時）

E-mail：ringyou@pref.saga.lg.jp